



# 物流ニュース

NO. 80

2010年11月

## AEO 制度導入に向けた取り組み

### 1. AEO 制度導入の背景

2001年の米国同時多発テロ事件以降、国際物流におけるセキュリティーの確保と物流の効率化を両立させる取り組みが進められた。世界税関機構（WCO：World Customs Organization）はこのような背景から、2005年にセキュリティーとコンプライアンスの優れた事業者に対して、通関業務の簡素化および迅速化等のメリットを与えるAEO(Authorized Economic Operator)制度の概念を盛り込んだ「基準の枠組み」(Framework of Standards to Secure and Facilitate and Global Trade)を採択した。これにより、国際物流上のセキュリティーの確保と貿易手続きの円滑化に向けてどのような取り組みをすべきかの基本的な考え方が定められた。

そして、翌2006年には優良事業者を認定するための要件ならびにメリット等を記述した「AEO ガイドライン」が採択された。これを契機にわが国をはじめ、多くの国々がAEO制度の導入に向けた取り組みを開始した。

図表 1. 世界税関機構（WCO）のAEO「基準の枠組み」

#### ① 主要な要件

- ・コンプライアンス要件 (Compliance requirement)
- ・商業上の記録管理システム (System for management of commercial records)
- ・税関への協力 (Cooperation with customs)
- ・財務の健全性 (Financial viability)
- ・物理的・人的セキュリティー (Physical and personnel security)
- ・取引先のセキュリティー (Trading partner security)

#### ② 対象

- ・輸出入に携わるすべての事業者 (All parties related to import and export)

#### ③ メリット (ベネフィット)

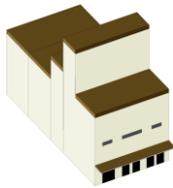
- ・審査、検査等の軽減 (Compliance-reflected examinations and inspections)
- ・手数料等の軽減 (Reduced fees and other charges)

## 2. AEO 制度の対象者とその優遇措置

具体的な対象者としては、川上から①メーカー（製造者）、②輸出者、③輸入者、④国際運送事業者、⑤倉庫事業者、⑥通関業者となる。各対象者により適用となる制度ならびに優遇措置が異なるが、その詳細を以下にまとめてみる。

図表 2. AEO 制度の対象者とその優遇措置の概要

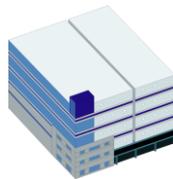
### ①メーカー（製造者）



【適用制度】 認定製造者制度

- 【メリット】 ①貨物を保税地域へ搬入することなく輸出申告・許可を受けることが可能  
②申告官署の選択が可能（蔵置場所または船積予定地を管轄する税関）

### ②輸出者



【適用制度】 特定輸出申告制度

- 【メリット】 ①貨物を保税地域へ搬入することなく輸出申告・許可を受けることが可能  
②申告官署の選択が可能（蔵置場所または船積予定地を管轄する税関）

### ③輸入者



【適用制度】 特定輸入申告制度

- 【メリット】 ①輸入申告時の納税のための審査・検査が省略  
②納税を貨物引取申告の翌月末日まで猶予が可能

### ④国際運送事業者

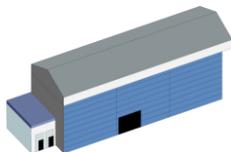


【適用制度】 特定保税運送制度

- 【メリット】 ①保税運送手続きの簡素化（個々の承認が不要）  
②貨物を保税地域以外から直接積込、港湾等に運送することが可能。

図 2. AEO 制度の対象者とその優遇措置の概要

### ⑤ 倉庫事業者



【適用制度】 特定保税承認制度

- 【メリット】 ①税関長への届出により保税蔵置場を設置することが可能  
②上記届出に係る許可手数料が免除

---

### ⑥ 通関業者



【適用制度】 認定通関業者制度

- 【メリット】 ①納税申告前の貨物の引取りが可能  
②保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告をすることが可能。

## 3. AEO 制度の認定

認定のための要件は各制度によって細かい違いがあるが、いずれの制度も大まかには以下の要件が求められる。

- ① 過去に大きな法令違反がないこと
- ② 法令順守体制が整備されていること  
社内に法令順守を統制するための監査部門と監査結果を社内に徹底するための総括管理部門設置等が必要。
- ③ 法令順守規則（CP：コンプライアンス・プログラム）の作成  
CP を税関に提出し、税関の要求する事項が網羅されているか確認、調査を受けて合格することが必要。

## 4. AEO 制度の導入への取り組み

現在、税関では金額ベースで輸出入者の 60%程度がすでに AEO 取得をしているという。つまり、大手企業の多くが認定を取得している。しかし、物流事業者による AEO 取得はあまり進んでいない。これは、当該制度が荷主である輸出入者にとってはメリットが大きい、物流事業者にとっては新しい物流業務を獲得できない限り、単純にコスト増になる可能性が高いためである。企業によっては当該制度のメリットと導入による負担を鑑み、承認を返上した企業もあると聞く。また、認定を取得してないと大手荷主企業と取引が出来なくなるという危機感からやむなく取得をしているという意見もある。（取得するメリットより取得しな

いデメリットのほうが大きい)

しかし、今後は一国単位の AEO 制度ではなく国際的な AEO の相互認証が進むことで、物流事業者による AEO 取得が増加していくことが想定される。また、AEO を取得している物流事業者は、税関手続きの円滑化に加えセキュリティー対策が確保された優良企業である証にもなり、企業のブランド価値を高める一つの指標にもなるだろう。物流事業者の差別化を図る上でも AEO 制度の取得が今後の事業展開のキーになるものと考えられる。

**KEY WORD: CP (コンプライアンス・プログラム)**

CP とは、輸出関連法規の遵守に関する内部規定 (コンプライアンス・プログラム) のこと。法令遵守のための以下の 3 つのポイントを明確にして、自主管理体制を構築することをいう。

- ①法令遵守を基本方針とする姿勢の明確化
- ②輸出管理体制の構築
- ③輸出管理手法の明示

——日通総合研究所 ロジスティクスコンサルティング部——